

京都市立芸術大学大学院研究生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成31年1月31日一部改正)

第1条 京都市立芸術大学大学院学則第35条，第38条による研究生の取り扱いは，この規程の定めるところによる。

第2条 研究生に関する事項は博士課程委員会で審議する。

第3条 研究生とは，特定の研究題目について，専門的な教員の指導のもとで，研究を深める者をいう。

第4条 研究生の入学志願資格は，大学院修士課程修了者又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

第5条 研究生の修業年限は，学期単位とし，最長2年まで延長を認めるものとする。

第6条 研究生の入学の時期は，各学期の始めとする。

第7条 研究生の入学選考は，書類審査によるものとするが，必要に応じて実技審査や面接を行うものとする。

第8条 研究生の授業料，及び入学料の額は，公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程に定める委託生の額とする。

附 則 (平成24年4月1日決定)

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月31日決定)

この規程は，平成31年1月31日から施行する。